

令和7年度 第6回杵築市農業委員会総会議事録

令和7年9月5日 金曜日 午後1時30分 杵築市農業委員会総会を 杵築十王教育文化会館 2階会議室に招集した。

1. 総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋 雄 蔵	2番	長 友 礼 子	3番	藤 原 洋 三
4番	小 野 弘 文	5番	田 坂 圭 司	6番	阿 部 正 俊
7番	古 宮 輝 美	8番	永 野 恵	9番	河 野 秀 徳
10番	岩 尾 一 也	11番	藤 松 美 潮	12番	廣 石 良 幸
13番	松 田 司	14番	木 村 房 雄		

1. 総会に欠席した委員は次のとおりである。

なし

1. 総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

河 村 全 明	緒 方 幸 茂	工 藤 健 司	川 野 勝 彦
杉 本 幸 雄	片 岡 正 子	藤 崎 公 徳	荒 卷 良 直
三 浦 政 己	川 崎 孝 子	古 宮 政 俊	加 藤 定 一
甲 斐 義 信	伊 藤 美 生	宮 本 達 夫	豊 田 健 二
野 田 由 紀	三 浦 真 治		

1. 総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐 藤 敬 一	次長兼農地・管理係長	中 根 幹 雄
農地・管理係主査	梶 原 由 紀 子	農地・管理係主任	阿 部 貴 之

1. 総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 24 号	農地法第3条の申請について
議案第 25 号	農地法第5条の申請について
議案第 26 号	非農地証明願いについて
議案第 27 号	農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
報告第 5 号	農地法第18条第6項の規定による賃貸借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲渡人との間で、贈与の話がまとまったため申請となりました。譲渡人は母親の面倒を見るために、現在、申請地に近い鴨川の実家で主に暮らしていますが、相原の自身の住居のある周辺農地においても野菜の栽培を行っています。取得後は、市が事業実施している桔梗等の花き類を栽培する計画です。よって今回の農地取得にあたり、耕作及び管理について問題ないと判断いたします。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号1番です。不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について、事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■■■歳、譲受人、■■■■区、■■■■、■■■■歳、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、台帳現況ともに田、地積■■■■m²、他3筆、合計4筆の■■■■m²。譲受人の経営面積は田畑合わせて■■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	親族から購入し、すでに耕作しています。管理状態を見ても問題なく、圃場整備があった土地であり、綺麗に耕作されているので、問題ないかと思ひます。審議のほどよろしくお願ひします。
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願ひします。
■■■■委員	<p>補足説明をさせていただきます。8月20日、譲受人と事務局2名と現地確認を行いました。場所は■■■■へ向かう道路の下あたりで、立地条件が良い場所です。譲受人は、3年ほど前から娘夫婦と甘太くんを■■■■ヘクタール、水稻を■■■■ヘクタール栽培しています。今回取得する土地では水稻を栽培する予定で、「にじのきらめき」という品種を植えるようです。高温に強く収量も上がるとのことです。審議のほどよろしくお願ひします。</p>
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、市外在住のため農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、申請となりました。譲渡人は譲受人の親族です。譲受人は申請地周辺に居住し、水稻や野菜等を栽培しており、譲受人の娘夫婦も近年、新規就農を果たし、近隣に居住し、共に営農していることから、今回の農地取得にあたり、耕作及び管理については問題ないと判断されます。取得後は、水稻の栽培を行います。許可条件ですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号2番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について、事務局の説明を求めます。

阿部主査	<p>イ. 使用貸借権の設定</p> <p>番号3番、申請人、譲渡人、[]区、[]区、[]歳、譲受人、[]区、[]、[]歳。申請の土地、大字[]、地番[]、地目、台帳現況ともに畑、地積[]㎡、他2筆、合計3筆の[]㎡。譲受人の経営面積は田畑合わせて[]a。理由は、子へ経営移譲、親から経営贈与です。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	8月22日、[]委員、事務局2名と[]さんと[]さんと現地確認を行いました。譲受人は大規模な酪農経営を行っており、父親からの経営贈与です。審議のほどよろしく願います。
議長	3番について、[]農業委員よりご意見があれば願います。
[]委員	[]委員の申し上げたとおりです。若干補足しますと、譲受人は譲渡人の次男です。自宅では、酪農と繁殖牛の飼育をしており約[]頭飼育しています。労働力としては、譲受人の兄と弟も手伝い、譲渡人もまだ現役ですので、十分頑張っていけると思います。審議のほどよろしく願います。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
阿部主査	<p>許可基準です。今回、親子間で使用貸借の話がまとまったため申請となりました。譲受人は、譲渡人と共に畜産業を営み、牧場敷地内で居住を共にし、譲受人の家族、兄弟含め大規模に家族経営を行っています。農業者年金に係る父親から息子への経営移譲であることから、今回の権利設定に関して、耕作及び管理については問題ないものと判断されます。設定後は、引き続き牧草を耕作します。許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をご覧ください。番号3番です。特に不許可の要件に該当する項目はありません。</p> <p>以上のことから、[]さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと思われます。</p> <p>また、地域計画及び墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第24号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
[]委員	2番についてお聞きします。資料によると、譲受人の経営面積が[]aとありますが、[]委員の説明では[]とありましたが、親子間で経営を一緒にやっているのか、譲受人が[]㎡を引き受けるのかわからないので、もう一度説明をいただきたいです。
阿部主査	[]aについては、譲受人名義の土地です。その中に自ら耕作している土地・娘夫婦が主体となって耕作している土地・貸している土地が含まれており、合算すると説明の数字になります。
[]委員	貸している土地というのは、第三者に貸しているのか家族間で貸しているのかどうなっていますか。
阿部主査	家族含め、第三者にも貸して作っているとのことでした。
[]委員	所有している土地は[]ヘクタールで、貸している土地のいくつかあるということですね。

阿部主査	ご認識のとおりです。
■委員	ありがとうございます。
議長	ほかにご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	なければこれにて討論を終結いたします。
議長	お諮りいたします。「議案第24号」については、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第24号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に、「議案第25号」「農地法第5条の申請について」を議題といたします。1番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	事務局の梶原です。よろしく申し上げます。 議案第25号 農地法第5条の申請について 農地法第5条第1項により、下記のとおり許可申請があったので、これを許可することについて意見を求める。 一般転用（所有権の移転）になります。 番号1番、申請人、土地所有者、■区、■、無職、■歳、転用者、■、■、自営業、■歳。申請の土地、大字■、地番■、地目畑、地積■㎡、合計1筆の■㎡。申請内容、駐車場用地として、申請理由、申請地を店舗の駐車場として、造成し利用したい。こちらは第2種農地で追認案件です。 以上です。
議長	1番及について、■農地委員より説明願います。
■委員	申請地のすぐ近所に本人の住宅があり、5年前に住宅を改装して■を経営しています。今回、駐車場が不足していたため、転用したいとの意向です。
議長	1番について、■農業委員よりご意見があればお願いします。
■委員	補足しますと、■さんは■さんの叔父にあたります。■さんは■になっていますが、両親が亡くなり、両親が住んでいた住宅を■改装しました。行ったことがありますが、当初から駐車場の狭さは感じていました。評判がよく、お客さんが多くなって駐車場が手狭になったようで、叔父にお願いして駐車場として転用するとの経緯です。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
梶原主査	土地所有者と転用者は親族関係であり、申請地は長らく遊休農地となっていました。隣接地でご実家を改装して■を営む■さんが駐車場用地を必要としており、土地の有効利用についてお話がまとまったため、今回の申請になりました。転用の目的は、申請地に来客用の駐車スペースを造成することです。なお、本件は追認案件です。追認案件となった理由につきましては、転用者の■さんが、農地法について認識しておらず、転用許可を得ないまま、碎石を

	<p>敷いて駐車場用地として造成していたためです。現在は車■台分の駐車スペースとして造成されており、所有権移転登記をしようとした際、農地法の許可が必要なことに気づいたため今回の申請となりました。このことにつきましては、土地転用者から始末書が提出されています。</p> <p>まず、立地基準です。申請地は、農業に対する公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから「第2種農地」と判断されます。「第2種農地」は農地以外の土地や第3種農地が近くにないか、申請地でないと目的を達成できない場合のみ許可出来ます。そのため、代替地の検討も行いましたが、店舗が申請地のすぐ近くにあること、十分な面積が確保できることからこの土地に決めたようです。また、この土地が農用地区域外農地・地域計画区域外農地であることを確認しております。</p> <p>次に、一般基準です。</p> <p>申請地の北側は原野、東側は畑、西側は宅地、南側は山林にそれぞれ接しており、西側の畑については耕作されておらず、その他の周辺に農地は無いため、営農上の問題はありません。</p> <p>土地利用計画につきましては、申請地1筆■■■■㎡に、駐車場用地が既に造成されており、追加での工事等を行わず、現状のまま利用する計画です。</p> <p>排水計画につきましては、これまで通り自然浸透及び余剰水は既設の排水路を利用し、資金計画につきましても、現状のまま利用するため新たな費用は発生しません。</p> <p>以上のことから、立地基準及び一般基準ともに許可基準を満たしており、申請は許可相当と考えられます。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第25号」について、事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第25号」については、農地法第5条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第25号」については、これを許可することに決めます。
議長	次に「議案第26号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>議案書4ページをお開きください。</p> <p>議案第26号「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■■、地番■■■■、地目、田、地積■■■■㎡、合計1筆の■■■■㎡。申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成14年6月3日付けで農地法第5条許可を受け、宅地造成工事を行ったが、地目変更登記をしていなかったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、緒方 幸茂農地委員より説明願います。

委員	8月22日に委員と事務局2人と行政書士の岡島さんと現地確認を行いました。場所はの北側にある集落の中の土地になります。平成14年に農地法の許可を受けていて、盛り土と宅地造成をしています。周りに耕作している農地はなく、遊休地か道路か住宅地になっていますので、周りの農地への影響はないかと思えます。
議長	1番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	説明のとおり、20年前の許可を受けた土地の地目変更をお願いしたいという案件でした。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を8月22日に、農地委員、農業委員と確認しました。申請者は、平成14年の転用許可後、贈与により申請地を取得しています。ラミネートされてある「非農地証明書発行基準一覧表」をご覧ください。申請地の現況は、証明書発行基準第2の2に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号2番、申請者、区、、申請の土地、大字、地番、地目、田、地積m^2、合計1筆のm^2。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成16年頃までは、お米を作っていたが、高齢になったこと、農地としての管理も困難なことから、やむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、農地委員より説明願います。
委員	場所はを奥に進んでの入り口付近です。高齢になって耕作できないとのことで現地を確認しましたが、既に耕作困難な状態でしたので、現況は原野のような状態です。
議長	2番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	平成16年までは本人が耕作していたようですが、本人とお会いしたところ、高齢で耕作できるような状態にないことと、川沿いの細い田で他に借りる人がいないため、管理不可と判断しました。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を8月20日に農地委員、農業委員と確認しました。申請者は、昭和63年に贈与により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に原野として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。

梶原主査	番号3番、申請者、 、 、申請の土地、大字、地番、地目、畑、地積m ² 、他5筆、合計6筆のm ² 。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成27年頃までは茶畑として利用していたが、大雨・台風による倒木で畑までの道路が寸断され、管理が困難になったことから、やむなく耕作を断念したとのことです。 以上です。
議長	3番について、農地委員より説明願います。
荒巻委員	岩谷の道沿いを進んだ先にある土地です。過去は茶畑でしたが、現況は山林のような状態です。
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
河野委員	以前は茶が盛んな地でしたが、災害等で荒れてしまい、近寄るのも難しい状態であるため、農地として回復するのは不可であると判断しました。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を8月20日に、農地委員、農業委員と確認しました。申請者は、今年の6月に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです 今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。 今後の予定についてですが、地目変更の後に、近くに住む甥に譲渡する予定とのことです。 以上です。
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	番号4番、申請者、区、 、申請の土地、大字、地番、地目、田、地積m ² 、合計1筆のm ² 。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、平成4年に売買によって申請地を取得したが、取得時点から雑草木が生い茂っており、農地としての利用を断念したとのことです。 以上です。
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	8月22日に委員と事務局2名、申請者の親子の立ち合いのもと現地確認を行いました。平成4年の取得時点で農地として活用が難しい状態だったようです。
議長	4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	道路の真横ですが、竹が生い茂る状態で、耕作が難しい状態でした。また道が狭く、乗用車が傷つくようなところで、管理に行こうにも中々行けないところです。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	現地を8月22日に、農地委員、農業委員と確認しました。申請者は、平成4年に売買により申請地を取得しています。申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。

	<p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号5番、申請者、[]区、[]、申請の土地、大字[]、地番、[]、地目、田、地積[]㎡、他7筆、合計8筆の[]㎡。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、父の代の昭和60年頃までお米を作っていたが、用水及び日照不足、鳥獣被害によりやむなく耕作を断念したとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、[]農地委員より説明願います。
伊藤委員	<p>8月19日に[]委員、事務局3名で現地確認を行いました。[]から[]方面に10kmほど進んで右折した山の中にあります。昭和60年ごろまで耕作していましたが、水や鳥獣害問題等の様々な理由で耕作を断念し、40年近く遊休地となっています。これから耕作するのは困難だと思います。</p>
議長	5番について、[]農業委員よりご意見があればお願いします。
阿部委員	<p>申請地2筆は40年ほど耕作放棄地です。過去の減反政策の補助金があるところは周辺の草刈りなどしていたようですが、補助金がなくなり、父親が亡くなったため管理が難しくなり、土地に向かう道も判別が難しい状態です。</p>
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を8月19日に、[]農地委員、[]農業委員と確認しました。申請者は、平成23年に父からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地は9月20日付けで農用地区域からの除外申請を予定しており、各関係機関・関係者とは協議済みです。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に山林として管理するとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、6番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号6番、申請者、[]、[]、申請の土地、大字[]、地番[]、地目、畑、地積[]㎡、他1筆、合計2筆の[]㎡。申請地の状況は原野及び雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、[]については、前所有者の母が平成20年頃まで野菜を作っていたが、高齢になり管理も困難なことから、やむなく耕作を断念した。[]番については、造成して隣接するお寺の駐車場として貸してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、[]農地委員より説明願います。
[]委員	<p>8月18日に[]委員と事務局2人と現地確認を行いました。[]さんは[]に住んでおり、離れているため管理が難しいとのことでした。現地は竹や草等が生い茂っており、農地とし</p>

	ての耕作は困難と思います。もう片方の土地はすでに駐車場としてコンクリートが張られています。
議長	6番について、 XXXXXXXXXX 農業委員よりご意見があればお願いします。
XXXX 委員	XXXX さんの家族は全員死亡しています。現状は隣接する寺を近所の人が管理しているため、将来的に土地をその近所の人に譲り渡そうという意向のようです。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を8月18日に、XXXX農地委員、XXXX農業委員と確認しました。申請者は、令和元年に母からの相続により申請地を取得しています。申請地の現況は証明書発行基準第2の4及び2の5に該当し、造成してしまった土地については申請者からの始末書が提出されています。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に原野・雑種地として管理するとのことですので。</p>
議長	次に、7番について事務局の説明を求めます。
梶原主査	<p>番号7番、申請者、XXXX、XXXX、申請の土地、大字XXXX、地番XXXX、地目、畑、地積XXXX㎡、合計1筆のXXXX㎡。申請地の状況は原野で、転用又は耕作放棄された理由は、平成15年頃まではお米を作っていたが、高齢になったこと、管理も困難なことからやむなく耕作を断念したとのことですので。</p> <p>以上です。</p>
議長	7番について、 XXXX 農地委員より説明願います。
XXXX 委員	XXXX 委員と事務局2人と現地確認を行いました。現地は草だらけで非農地といえる状態でした。
議長	7番について、 XXXX 農業委員よりご意見があればお願いします。
XXXX 委員	すぐ裏が空き家バンクに登録されていて、買い手もついています、そこに付属する土地となっています。
議長	証明書発行基準について、事務局より説明願います。
梶原主査	<p>現地を8月18日に、XXXX農地委員、XXXX農業委員と確認しました。申請者は、昭和61年に相続により申請地を取得しています。申請地の現況は証明書発行基準第2の4に該当します。また、この土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に売却する予定とのことですので。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第26号」について、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	質疑なしとの声あり

	< 委員、入室 >
議長	次に、「議案第27号」の3番について議題といたします。事務局の説明を求めます。
阿部主査	<p>議案書8ページをご覧ください。</p> <p>番号3番です。この案件は、報告第5号「合意解約」にも挙げていますが、公社を介した、父親の借入れ契約を解約し、息子が代わりに借り直すものです。貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社、借受人、山香 西鹿鳴越区、河合 翔吾、42歳。対象農地は、杵築市山香町大字野原18筆、49,462㎡内30,005㎡。父親から息子への配分替えとなります。借受人の河合 翔吾さんは、認定農業者です。利用権の種類は使用貸借権で、設定期間は5年2カ月です。耕作作物は牧草となっております。土地の詳細につきましては、10ページから12ページまでの貸付調書に記載されていますので、各自でお読み取りください。今回の大分県農業農村振興公社からの貸し付けは、番号2番と3番の合計20筆、31,881㎡。貸し手農家数1戸、借り手農家数2戸、利用権の設定面積は、31,881㎡です。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第27号」の3番について、事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	質疑なしとの声あり
議長	お諮りいたします。「議案第27号」の3番については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項により、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。
各委員	異議なしとの声あり
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第27号」の3番については、「意見なし」として報告します。
議長	これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第5号」がありますので、事務局より報告願います。
阿部主査	<p>議案書13ページをお開きください。</p> <p>報告第5号 農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理についてです。</p> <p>下記の土地について農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の合意解約が成立したので報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、矢野 正行、借人、杵築 西溝井区、矢野 照雄、申請の土地、大字溝井字惣見、地番2288番、地目、田、地積1020㎡、合計4筆の9933㎡です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 岡本 天津男、借人、山香 西鹿鳴越区、河合隆雄、申請の土地、大字野原字一本松、地番2511番1、地目、畑、地積323㎡、他3筆、合計4筆の10,647㎡です。理由は借人の都合です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社 理事長 岡本 天津男、借人、山香 西鹿鳴越区、河合隆雄、申請の土地、大字野原字登り、地番4447番1、地目、畑、地積880㎡、他13筆、合計14筆の19,358㎡です。理由は借人の都合です。</p> <p>続きまして、</p>

	<p>番号4番と番号5番についてですが、関連がございますので併せてご報告します。番号4番の借人、株式会社URUSHIMA企画が公益社団法人 大分県農業農村振興公社を介し借り入れている土地、大字波多方字丸田4532番 地目、田、地籍2, 038㎡、1筆、を番号5番の貸人、松野 文枝氏に返還するための合意解約です。</p> <p>続きまして、番号6番と番号7番につきましても、番号6番の借人 宇留嶋 雄蔵氏が、公益社団法人 大分県農業農村振興公社を介し、借り入れている土地、大字波多方字弁入、地番5345番、地目、田、地籍、2, 245㎡、1筆を番号7番の貸人、松野 文枝氏に返還するための合意解約です。</p> <p>以上です。</p>
議長	以上をもちまして、令和7年第6回杵築市農業委員会総会を閉会します。
中根次長	(14 : 30 終了) スイッチOFF (録音機)